

2020年5月18日  
ピジョンタヒラ株式会社

新型コロナウイルス特別措置法 緊急事態宣言解除に伴う  
一部拠点在宅勤務体制解除のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う、国の緊急事態宣言が、39県で解除となりました。弊社といたしまして、国や各自治体の取り組み状況、ならびに弊社社員の感染予防の観点から、全拠点を対象に在宅勤務を基本とする勤務体制としておりましたが、一部の拠点にて同勤務体制を本日より解除させていただきます。

**【本日5月18日(月)より在宅主体から出社勤務へ戻す拠点】**

- ・ピジョンタヒラ仙台営業所
- ・ピジョンタヒラ名古屋営業所
- ・ピジョンタヒラ大阪営業所(西日本営業部、大阪営業所)
- ・ピジョンタヒラ広島営業所
- ・ピジョンタヒラ福岡営業所

**【在宅勤務を基本とした業務を継続する拠点と期間】**

期間:4月7日(火)～5月25日(月)

- ・ピジョンタヒラ本社  
(東日本営業部、東京営業所、広域販売G、管理部、計画部、マーケティング部)
- ・ピジョンタヒラ札幌営業所

営業に関するお問い合わせにつきましては、各営業担当に直接お問い合わせください。

下記メールやホームページでも、お問い合わせを受け付けております。

メール : [hcinfo-admin@pigeon.com](mailto:hcinfo-admin@pigeon.com)

ホームページ : [https://www.pigeontahira.co.jp/inquiry\\_no\\_products/](https://www.pigeontahira.co.jp/inquiry_no_products/)

関係者の皆様におかれましては、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上